



## 安全・快適に インターネットを利用したい② 「インターネットに潜む危険」



### ◆問題

左の絵の2人(心さんと優くん)は、何をしているのでしょうか？

「ゲームで競い合っている。」確かに2人ともゲーム機で遊んでいるようです。しかし、心さんが少し驚いた表情をしています。実は今、こんなことが考えられます。

- ① 心さんと優くんのゲーム機は、別々だけれど、通信という機能を使って、1つのゲームを、それぞれのキャラクターを登場させて、いっしょにゲームをしている。
- ② 通信を使って、もっと多くの人と一緒に一つのゲームをしている。
- ③ 2人は別のことをしていて、優くんは通信を使って、他の人(見知らぬ人)と一緒にゲームをしている。
- ④ 優くんは通信を使って、他の人(見知らぬ人)と会話をしている。
- ⑤ 優くんは通信を使って、ゲーム機で買い物をしている。

この他にも、いろいろな場合が考えられます。ここで確認したいことは、今のゲーム機は、通信という機能を使って、見知らぬ人とつながることができるということです。

今のゲーム機には、カメラもついているので、この遊びの前に、優くんは、心さんの写真をゲーム機で撮影して、誰かに送ることができます。もちろん自分の写真を送ることもできます。GPS機能があれば、送ったときにいた場所までわかってしまいます。

こういった機能をもつようになった物は、ゲーム機以外にも、音楽を聞く機械など、私たちの身のまわりに溢れてきました。どことつながるのか。何を利用してつながるのか。それはインターネットです。

つまり、私たちの身のまわりには、世界中とつながる機能をもった物に溢れているということです。

例えば、帰宅する前に冷房や暖房のスイッチを入れておくこともできますし、外出先でも、気になるスポーツの結果を知ることができます。とても便利である反面、十分理解をして使わないと大変困る可能性があります。

インターネットに載せた情報は、瞬時に世界中の隅々に行きわたるので、載せたくない情報でも、一度載せてしまうと、一瞬で世界中に広がり、それを完全に消し去ることは、事実上不可能に近いと言えます。

さて、子どもたちのインターネットに関わる現状や、ご自分が利用している携帯、スマートフォン、PC(パーソナルコンピュータ)を利用した犯罪状況はどうなっているのでしょうか。

## ネットワーク(インターネットなど)を利用した犯罪の状況

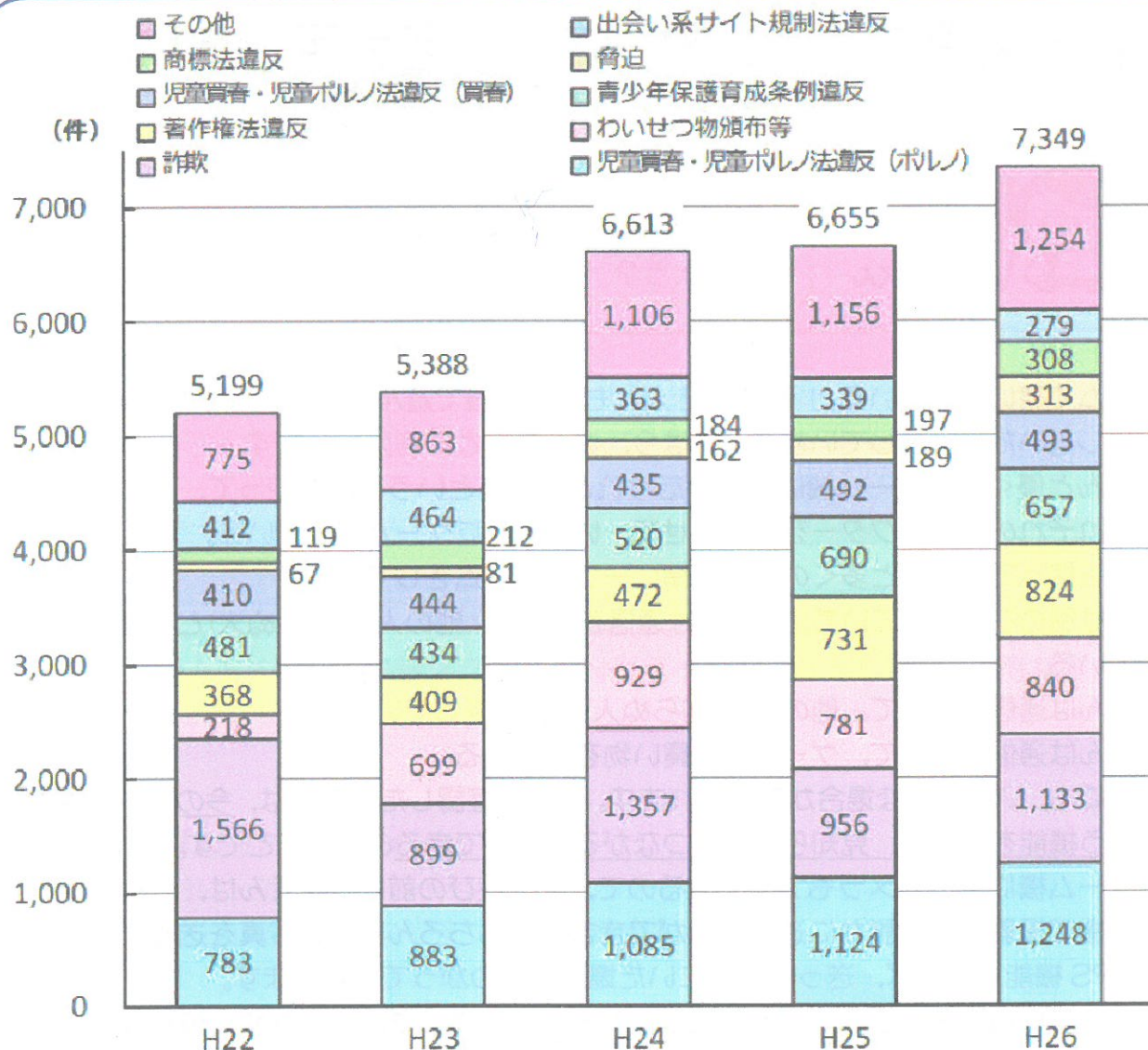


図1：ネットワーク利用犯罪の内訳(平成26年度中のサイバー空間をめぐる脅威の情勢について)  
【広報資料：平成27年度3月12日：警察庁】



「サイバー空間」は、「インターネット上でのやり取りの場」と考えていただくとよいと思います。

これを見ると、年々犯罪件数は増加しています。そして、その内容は主に、「お金に関わる被害」「性被害」だと言えます。

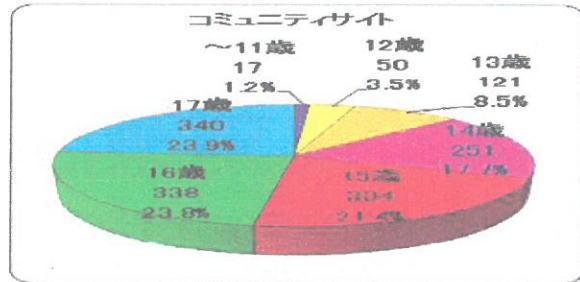
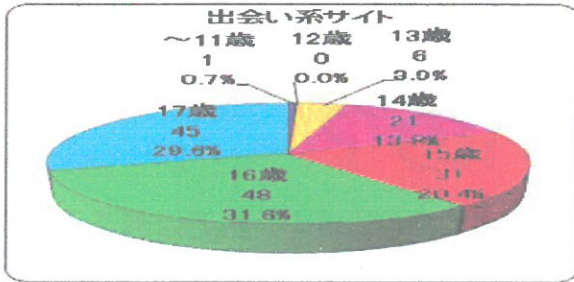
お金に関わる被害は、大人が多いでしょうし、性被害は女性、特に子どもが被害に遭う件数が多いです。



# 子どもの性被害

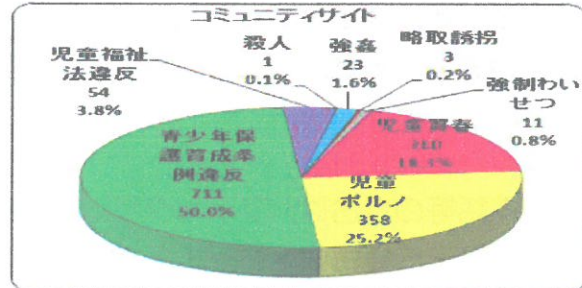
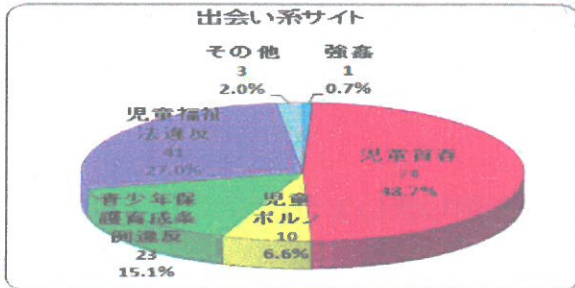
【年齢別の被害児童数及び割合】

(人)



【罪種別の被害児童数及び割合】

(人)



※ 割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない。

図2：平成26年中出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について  
【広報資料：平成27年4月16日：警察庁〔情報技術犯罪対策課・少年課〕】

初めから会うことを目的とした「出会い系サイト」や、もともとはグループなどで会話をすることを目的とした「コミュニティサイト」により、17歳以下の子どもが性被害に遭っていることがわかります。

## 利用の仕方や危険性を知っているの？

【学校における指導状況】

【保護者による注意状況】

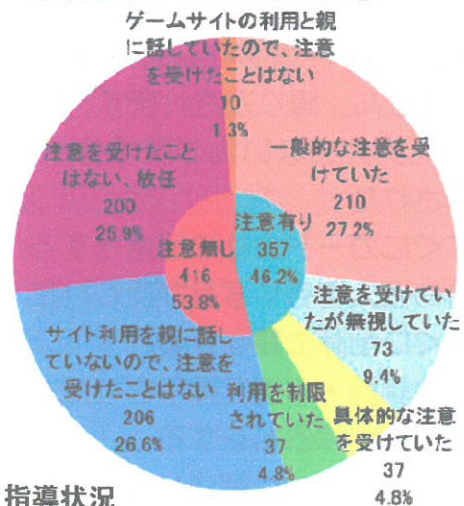
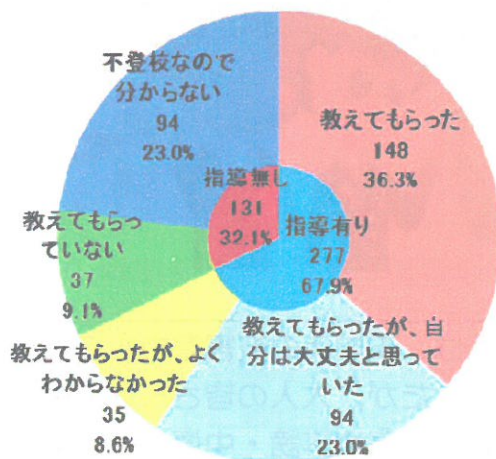


図3：被害児童への注意・指導状況

【広報資料：平成27年4月16日：警察庁〔情報技術犯罪対策課・少年課〕】



図3から、児童(この場合は18歳未満)の場合、学校での指導はされているものの、家庭での指導はさらに強化する必要がありそうです。

また、図2、3の資料によると、被害児童が何を使ってサイトを利用したかは、携帯電話等(スマートフォンを含む)が約9割を占めます。そして、その携帯電話等を店で契約する名義は、本人が19.1%、母親が38.2%、父親が34.4%(H26)となっています。

## 対策はないの？

### ◆制度

現在、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(いわゆる「青少年ネット規制法」)が施行されています。

店で携帯電話等を契約する場合、契約者が20歳未満の場合は、申し出がない限り、フィルタリング(有害サイトアクセス制限)サービスが適応されます。また、契約者が20歳以上でも、利用者が18歳未満の場合は、店にその旨を、保護者が伝える義務があります。

### ◆予防

- ①携帯電話等の場合は、フィルタリングサービスを利用しましょう。パソコンの場合は、契約会社に未成年用の制限をするサービスを申し込みましょう。
- ②SNS【(エスエヌエス)ソーシャル・ネットワーキング・サービス】を利用する場合は、利用場所が特定されないよう、GPS〔(ジーピーエス)全地球測位システム〕位置情報提供サービスをOFFにしておきましょう。

SNSには、Twitter(ツイッター)・Facebook(フェイスブック)・Instagram(インスタグラム)や、無料通話アプリのLINE(ライン)・Skype(スカイプ)等が含まれます。

### ◆対応

- ① 知らない人からの電話やメール
  - ・ 反応しない・返事をしない(相手に自分のアドレスを教えることになったり、繰り返し連絡が来たりする原因となります)★絶対に会わない!
- ② 買った覚えのない物の代金の請求をされた
  - ・ 反応しない・返事をしない(決して送金してはいけません。繰り返されます。)
- ③ 買った覚えのない物の請求書がカード会社から郵送された
  - ・ すぐにカード会社に連絡をする
- ④ 自分の個人情報や写真が使われた
  - ・ すぐに削除依頼をする
- ⑤ 脅迫や誹謗・中傷を掲示された
  - ・ すぐに削除依頼をする

★ ①～⑤で、すぐに解決しない場合は、迷わず警察に相談してください。



今回は、未成年の被害を中心に考えてきましたが、大人の皆さんが、金銭に関わる被害や誹謗・中傷を受けた場合も、同様の対応をしましょう。